平成２９年（フ）第５９０号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７―17―１―102、住民票上の住所さいたま市浦和区大東２丁目23番29号
債務者　田村　夏美
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６９号
埼玉県戸田市美女木７丁目10番地の23　レオパレスエスト110号室、旧住所さいたま市南区松本４丁目３番11号　ブルーパイン松本201
債務者　佐藤　貴子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８５号
埼玉県蕨市錦町５丁目３番20号　ソフィア蕨205号
債務者　中林　将星
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４５号
さいたま市見沼区大字東宮下430番地　モンテローザ207号室
債務者　田中　淳一
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８０８号
埼玉県川口市朝日１丁目８番４号　キャメル川口朝日202号
債務者　原田　博志
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２０号
埼玉県久喜市葛梅２丁目５番地11　荒川ハイツ101号
債務者　石橋　　健
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２１号
埼玉県久喜市葛梅２丁目５番地11　荒川ハイツ101号
債務者　石橋ゆきの
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目27番地の５　エステートピア東所沢２―203
債務者　柳沼　一江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３９０号
埼玉県坂戸市大字小沼490番地の２
債務者　野尻　桂子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４０２号
埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野８番２号　サンビレッジアキ203、前住所埼玉県ふじみ野市大原１丁目１番25号　リーブハイツ302号
債務者　田中百合子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４１号
愛知県豊橋市町畑町字森田49番地（１―101）、破産申立時の住所埼玉県熊谷市新堀新田557番地８　レオパレス小次郎206
債務者　小吉　雄太
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２１０号
埼玉県熊谷市肥塚939番地３　熊谷肥塚住宅２―105
債務者　中村　康夫
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７１４号
千葉県市川市行徳駅前３丁目９番11―210号（ローズガーデン32番館）
債務者　川上　雅士
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３９号
千葉県市川市幸１丁目２番25―306号（クロウバ幸Ｎｏ．１）
債務者　飯田　和也
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９１号
千葉市緑区誉田町１丁目1035番地９
債務者　乙幡　　亘
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９７号
千葉県市川市鬼高２丁目14番28号（ワルツハイム103号）
債務者　福本真理央
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３２号
千葉市中央区亥鼻２丁目８番６号
債務者　桑田麻理恵
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係